

参加意思確認公募手続実施理由書

工事名称 : 一級河川 安治川 (旧淀川) 外 安治川水門外 I T V 設備更新工事

安治川水門及び六軒家川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、安治川水門及び六軒家川水門の運転を行う際に船舶の航行等を監視し、安全を確認するための I T V 設備が経年劣化していることから、設備の更新を実施するものである。

I T V 設備はカメラを制御装置により操作し、モニターで監視する設備であるが、この制御装置には当初設置した業者が独自に開発した技術等が採用され、安治川水門及び六軒家川水門の機能・構造に合わせた固有の設計が行われており、また、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されてもいない。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、当該機器の設計、製作、据付を行った株式会社日立製作所 関西支社が唯一施工可能な企業であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいなかったかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施したい。

また株式会社日立製作所 関西支社から徴収した見積が予定価格内であり、且つ参加意思確認公募手続を実施し、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいなかった場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結したい。